

(平成25年10月15日受付)

野焼きについて

■内容

上万呂近隣でおこなわれている野焼きについての問い合わせです。
朝7時や夕方19時頃に、どこかから煙が上がって野焼きをしている様子があります。とてもニオイもくさいです。そして黒っぽい墨のようなものも飛んできて窓ガラスや網戸がよく汚れます。洗濯物にも影響があります。
ダイオキシンなどの影響も怖いですし、調べた所によると法律や条例で野焼きは禁止されているようです。
田辺市は条例ではどのようになっておりますか？
もし、禁止をしているのに守らずにしているようでしたら、チラシなどの配布をしていただいたり、お手間ですが、特定できるようであればその人に注意をしていただきたいです。
お忙しい所おそれいますが、ご検討よろしく願いいたします。
電話には出られない時間帯が多いので、メールでの返事をいただけますと幸いです。

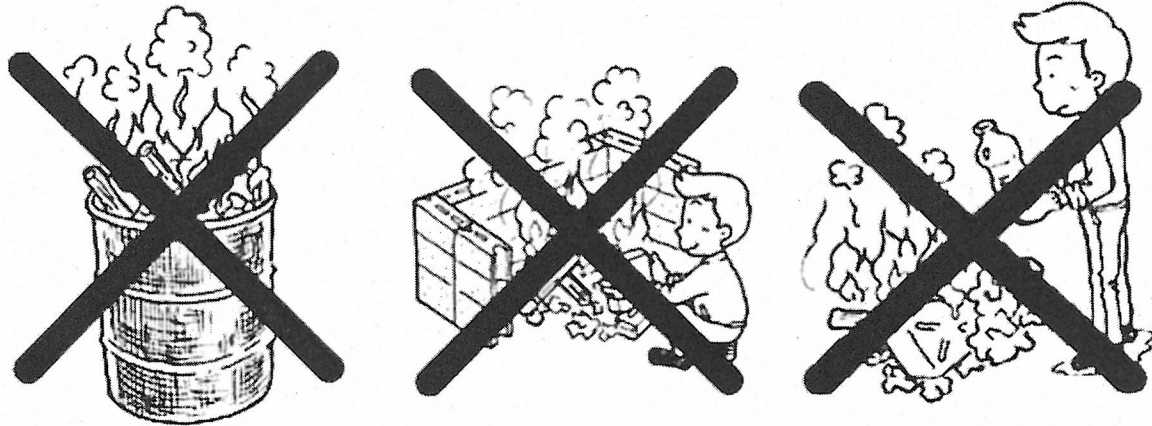
■回答

ゴミの野焼きにつきましては、別添しておりますチラシのとおり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして禁止されております。ただし、例外規定といたしまして、風俗慣習上又は宗教上の行事としての焼却や、農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却や、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの等々といったように例外的に認められているものがあります。
田辺市といたしましてもこの法律を原則に、日常業務のなかで住民の皆様方等から野焼きに関する通報があれば直ちに現場に赴き、状況を確認した上で行為者に対し野焼き禁止の指導、啓発を行っており、産業廃棄物の焼却など悪質な場合については保健所や警察と連携を図り、適宜対応しているところであります。また、「焼却禁止の例外」にあたる焼却の場合は、付近の方に迷惑にならないようお願いすることで啓発を行っております。
今回のお問い合わせへの対応といたしまして、今後、野焼きをしている旨の通報がありましたら、現場対応をさせていただくとともに、まずは万呂町内会と連携して別添のチラシの回覧を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

【環境課】

野焼きは、法律で禁止されています

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)



ゴミの屋外での焼却は、ドラム缶での焼却、穴を掘っての焼却等も、野焼きです。

付近の方にも迷惑をかけますので、やめましょう。

また、毒性が非常に強いダイオキシン類の排出原因にもなります。

【焼却禁止の例外】

- 法律に定められた処理基準に従って行う廃棄物焼却。
- 森林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却、家畜伝染病予防法に基づく伝染病に罹患した家畜の死体の焼却。
- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。
例：河川管理者が管理のために行うための伐採した草木等の焼却
- 震災、風水害、火災などその他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却。
例：災害時における木くず等の焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
例：どんど焼き等
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。
例：農・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(農業者が行う梅剪定枝等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。
例：暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却。
但し、「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

例外となる場合でも、近隣の方々の迷惑にならないよう、煙や臭いの発生を抑えるようにしましょう。

廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に処せられます。

お問い合わせ先

田辺市 市民環境部 環境課 環境対策係

TEL (0739) 26-9927 (直通)